



2025 年 10 月 14 日

各位

会 社 名 萩原電気ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 木村 守孝
(コード：7467、東証プライム・名証プレミアム市場)
問合せ先 常務執行役員 長谷川 政行
(TEL. 052-931-3553)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2018 年 5 月 11 日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。当社と佐鳥電機株式会社（以下「佐鳥電機」といい、当社と佐鳥電機を総称して「両社」といいます。）は、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）について、本日別途開示しております「佐鳥電機株式会社と萩原電気ホールディングス株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する経営統合契約書の締結及び株式移転計画の作成に関するお知らせ」に記載のとおり、2026 年 4 月 1 日（予定）をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる MIRAINI ホールディングス株式会社（以下「MIRAINI HD」といいます。）を設立いたします。それに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、本制度の改定を決議し、当該改定に関する議案を 2025 年 12 月 11 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記の取締役会決議は、取締役会の任意の諮問機関であり過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会での審議結果を踏まえた上で行っております。

記

1. 本制度改定の目的

当社は、2018 年 6 月 28 日開催の第 61 期定時株主総会において、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の年額の範囲内にて年額 100 百万円以内とし、また、対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数を年 90,000 株以内とすることなどについてご承認いただいております。本臨時株主総会において、佐鳥電機株式会社との株式移転計画の承認に係る議案（以下「本経営統合議案」といいます。）が原案どおり承認可決され、当社が MIRAINI HD の完全子会社となった後においても、これまでに対象取締役に対して付与した譲渡制限付株式について譲渡制限を引き続き課すことで、対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を引き続き高めるため、

また、本経営統合後の対象取締役の MIRAINI HD グループ内での異動が生じた場合にも譲渡制限付株式の継続保有を可能とすることで、MIRAINI HD グループの企業価値の向上への貢献意欲をより一層高めるため、以下のとおり、本制度の内容について一部改定を行うことといたします。

2. 本制度の改定の概要及び条件

従来の本制度では、合併その他の組織再編等に際して、法人とその対象取締役との間のインセンティブ構造が大幅に変更されることを踏まえ、譲渡制限付株式割当契約の内容として、概要、「譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式のうち、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する」旨の定めを含めることについてご承認いただいております。

今般の改定は、これまでに対象取締役に付与した譲渡制限付株式について、本経営統合後も引き続き譲渡制限を課すとともに、譲渡制限の解除条件及び解除時期を、本経営統合後の対象取締役の MIRAINI HD グループ内での異動が生じた場合を想定したものとするために、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本制度の内容を以下のとおり改定するものです。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
3. 譲渡制限付株式割当契約の内容 (2) 譲渡制限付株式の無償取得 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）<u>を</u>退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。	3. 譲渡制限付株式割当契約の内容 (2) 譲渡制限付株式の無償取得 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）<u>及び執行役員、当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員、その他当社の取締役会が定めるいずれの地位からも退任又は退職</u>した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。<u>また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、下記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当該本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による</u>

	<u>承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等において、当社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式に相当するものに限る。）を交付するときは、当社は、本割当株式の無償取得を行わない。</u>
(3) 譲渡制限の解除 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。	(3) 譲渡制限の解除 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員、当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員、その他当社の取締役会が定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員、当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員、その他当社の取締役会が定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
(4) 組織再編等における取扱い 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。	(4) 組織再編等における取扱い 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。<u>ただし、当該組織再編等において、当社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式に相当するものに限る。）を交付するときは、当社は、本割当株式の譲渡制限の解除及び無償取得を行わない。</u>

なお、本臨時株主総会において本制度の改定に係る議案が承認可決された場合、これまでに対象取締役が付与した譲渡制限付株式に係る譲渡制限付株式割当契約にも当該改定の内容を反映させるべく、当該譲渡制限付株式割当契約に定める方式に従い、所定の手続を行う予定です。また、当該譲渡制限付株式割当契約に係る当社の契約上の地位及び権利義務については、本臨時株主総会において本経営統合議案が原案どおり承認可決された場合、2026年4月1日をもって、本経営統合に係る株式移転計画の効力発生により設立される MIRAINI HD に承継されるものいたします。さらに、本臨時株主総会において本経営統合議案及び本制度の改定に関する議案が承認された場合、MIRAINI HD においては、同社の執行役員並びに同社の子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員に対しても、改定後の本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

3. その他

以上の改定点の他に、本制度の内容に変更はございません。本制度の内容については、2018年5月11日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上